

8 東彼教告示第 7 号

東彼杵町小中一貫教育導入準備委員会設置要綱をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

○東彼杵町小中一貫教育導入準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会設置要綱（令和5年11月15日教育委員会告示第21号）第2条に基づき、東彼杵町小中一貫教育導入検討委員会がまとめた「東彼杵町小中一貫教育基本方針に基づく小中一貫教育（以下「小中一貫教育」という。）」の導入について、その効果的な推進に必要な事項の検討を行うため、東彼杵町小中一貫教育導入準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な意見を具申する。

- (1) 小中一貫教育の具体的な実施体制及び実施方策に関すること。
- (2) 小中一貫教育のグランドデザイン策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 東彼杵町教育委員会教育長
- (2) 東彼杵町教育委員会教育次長
- (3) 東彼杵町総務課防災交通係長
- (4) 東彼杵町町民課社会福祉係長
- (5) 東彼杵町こども健康課子育て支援係長
- (6) 町立学校の校長
- (7) 町立学校のPTA代表者
- (8) 町立学校の学校運営協議会代表
- (9) 町内乳幼児教育関係者の代表者
- (10) 区長会代表
- (11) 東彼杵町教育委員会事務局関係者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 前項に掲げる者のほか、オブザーバーとして学識経験者を招聘することができる。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、任期の途中の交代も可とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、町立学校の東彼杵中学校校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて教育委員会が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理させるため、事務局を学校教育係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行日)

- 1 この告示は、令和8年3月27日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。